経費執行の流れ(国内 旅費・学会参加費)

- ■旅費計算は、学校法人名城大学旅費規程に基づき大学教育開発センターで行います。資料7を確認してください。 助成額の上限を設定する場合は、「旅費上限」欄へご記入ください。
- ■宿泊料·学会参加費とも、食事代は助成対象外です。
- ■申請書提出後にキャンセルや旅程の変更があった場合は、速やかに大学教育開発センターへご連絡ください。
- ■学会年会費は、学会参加・発表のために必要な場合のみ助成対象とします。
- ■領収書宛名は「学校法人 名城大学」(学会参加費は「学校法人名城大学〇〇(学生名)様」)としてください。

■出発前 ※旅費の申請は原則出発3週間前まで、事後は不可。参加費は事後申請可

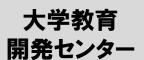
大学院生

- ① 下記「申請時に必要な書類」の作成
- ② 所属研究科事務室へ押印・大学教育開発センターへの送付を依頼する



所属研究科 事務室(庶務)

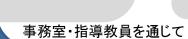
③「国内旅費及び学会参加費申請書」に<u>事務長(総合学術研究科は担当課</u>長)の押印



- ④ 予算執行決裁
- ⑤ (<u>宿泊なし</u>の場合) 支払処理



⑥ 出発



申請書の写しを返却

申請時に必要な書類

 1
 国内旅費・学会参加費申請書 (様式5)
 申請者本人・指導教員・事務室の押印が必要

 2
 助成金受取口座の情報がわかるもの
 通帳1ページ目写しなど、銀行名・支店・口座番号・名義がわかる資料

旅費(学会・調査共通)

3	目的地のアクセスマップ	HP等から印刷して添付
4	(宿泊ありの場合) 宿泊の予約明細等	宿泊先・宿泊日・宿泊料(2泊以上の場合は日毎の内訳も)がわかるもの
5	(航空機を利用する場合) 航空運賃の領収書と内訳詳細	領収書に指導教員の押印が必要 資料8(航空券を申請する際の提出書類について)を確認

学会参加費•年会費

6	学会の概要が記載された資料	学会名・開催日時・場所が記載されていること
7	領収書及び参加費・年会費の根拠となる金額が明記されている資料 ※コンビニ支払時のレシート等を領収書とするとしている場合は、そのことがわかる資料も添付	領収書に指導教員の押印が必要 参加費等の領収書が出発3週間前に間に合わない場合は、先に旅費の み申請し、参加費は後日申請としてください。 年会費と参加費は同時申請が望ましいですが、年会費のみ別で申請す る場合は、様式4-2で申請してください。

調査

8	申請者本人・指導教員の押印が必要
•	│ 乗り継ぎ・訪問場所等を詳しく記入してください

■帰着後 2週間以内に提出

大学院生

⑦ 下記「学会参加後に提出する書類」の作成

⑧ 所属研究科事務室へ押印・大学教育開発



所属研究科 事務室 (庶務)

⑨「研究活動報告書及び旅費報告書」に事務長(総合学術研究科は担当課長)の押印



大学教育開発 センター

- 10 確認
- ① (<u>宿泊あり</u>の場合) 支払処理

帰着後に提出する書類

センターへの送付を依頼する

	1	研究活動報告書 (様式9)	申請者本人・指導教員・事務室の押印が必要
	2	(旅費を申請した場合)旅費報告書 (様式9)	旅費報告書記載の必要書類を添付
	3	(宿泊ありの場合)宿泊費領収書 ※領収書発行日が宿泊日以前の場合は宿泊証明書も添付 (様式10または宿泊先様式)	領収書は指導教員の押印が必要